

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に係る審査等運営に関する規則

〔令和 6 年 12 月 13 日〕
中央教育審議会大学分科会決定

(目的)

第一条 この規則は、認証評価機関の認証に関する審査等の運営に関し必要な事項を定めることにより、適切かつ円滑な審査等の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 分科会 中央教育審議会大学分科会をいう。
- 二 申請書等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第百十条第一項に基づき認証評価機関になろうとする者が、その申請に際し、認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則（令和六年文部科学省令第三十四号）（以下「手続規則」という。）第一条に基づき文部科学大臣に提出する書類一式をいう。
- 三 是正事項 審査の結果、申請書等の内容に、第三条第一項に列举する法令に抵触する事項がある場合又は申請書等の内容が不明確である場合に、申請者に対して申請の内容の修正を求める事項をいう。
- 四 改善事項 審査の結果、申請書等の内容の改善を求める事項がある場合又は認証評価の水準の維持向上のために申請書等の内容を充実すべき事項がある場合に、申請者に対して申請書等の内容の改善又は回答を求める事項をいう。
- 五 留意事項 手続規則第五条に基づく、認証を受けた者が認証評価の業務を行うに当たって留意すべき事項をいう。

(通則)

第三条 審査は、法、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「施行令」という。）、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号。以下「細目省令」という。）その他法令に基づいて行う。

- 2 審査の過程において、原則として、新たな審査意見を付し、又はより強い審査意見に変更することは行わない。ただし、審査の過程において、申請内容が変更若しくは追加された場合又は新たな事実が判明した場合については、この限りではない。
- 3 審査は、書面、面接により行う。

(守秘義務及び利益相反)

第四条 分科会の委員及び第十条により審査に関わった委員以外の者（以下「分科会の構成員」という。）は、当該審査等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。分科会の構成員でなく

なった後においても同様とする。

- 2 分科会の構成員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する案件又は自己の關係する法人等に関する案件については、当該組織における審査等（書面、面接の別を問わない。）に参画することができない。

（認証評価機関の認証に係る審査期間）

第五条 審査期間は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合には、当該年度の末日まで審査を行うことができる。

- 一 当該認証評価機関の認証評価の業務を開始する前々年度の一月末日までに申請のあったものについては、同業務を開始する前年度の二月から六月までとする。
- 二 当該認証評価機関の認証評価の業務を開始する前年度の六月末日までに申請のあったものについては、同業務を開始する前年度の七月から十月までとする。

（認証評価機関の認証に係る第一次審査）

第六条 分科会は、申請書等に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正事項又は改善事項を付す必要があるときは、審査意見としてまとめる。

- 2 前項の審査に際して、書面による審査に加え、詳細な審査が必要であると認める場合は、面接による審査を行うことができる。
- 3 審査意見に是正事項が付されない場合は、判定を「可」とし、留意事項をまとめる。
- 4 審査意見に是正事項が付される場合は、申請者に対して審査意見を伝達し、審査意見を踏まえた申請書等の補正がある場合は、次条の審査までに補正した申請書等の提出を求める。

（認証評価機関の認証に係る第二次審査）

第七条 分科会は、申請者から提出された前条第4項に基づく補正がなされた申請書等に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正事項又は改善事項を付す必要があるときは、審査意見としてまとめる。

- 2 前項の審査に際して、書面による審査に加え、詳細な審査が必要であると認める場合は、面接による審査を行うことができる。
- 3 審査意見に是正事項が付されない場合は、判定を「可」とし、留意事項をまとめる。
- 4 審査意見に是正事項が付される場合（次条の場合を除く。）は、判定を「不可」とし、不可理由を作成する。

（認証評価機関の認証に係る審査の継続（保留））

第八条 第七条の審査において審査意見に是正事項が付され、かつ、当該是正事項が次のいずれかに該当する場合は、一回を限度として、判定を保留し、申請者に対して審査意見を伝達し、審査意見を踏まえた申請書等の再補正があるときは、次条の審査までに補正した申請書等の提出を求める。

- 一 是正事項への対応が必ずしも十分ではないが、申請書等を再補正の上最終判定を行うことが適当であると認める場合
- 二 形式要件の不備があり、若干の猶予によって確実に補正がなされると期待される場合

(認証評価機関の認証に係る第三次審査)

第九条 分科会は、申請者から提出された前条に基づく再補正がなされた申請書等に基づき書面による審査を実施し、その結果を踏まえ、是正事項又は改善事項を付す必要があるときは、審査意見としてまとめる。

- 2 審査意見に是正事項が付されない場合は、判定を「可」とし、留意事項をまとめる。
- 3 審査意見に是正事項が付される場合は、判定を「不可」とし、不可理由を作成する。

(意見の聴取)

第十条 分科会長は、必要があるときは、委員以外の者に分科会への出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 分科会長は、必要があるときは、委員以外の者に第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項、第九条第一項の審査に協力を求めることができる。

(認証評価機関における自己点検・評価の結果に対する意見)

第十一条 分科会は、文部科学大臣から認証評価機関が細目省令第二条第四号の規定に基づいて行った自己点検・評価の結果について意見を求められたときは、その求めに応じ、当該自己点検・評価の結果に係る確認を行い、意見を述べるものとする。

(届出の内容に対する意見)

第十二条 分科会は、手続規則第二条に規定する届出の内容について、文部科学大臣から法第百十一条第一項に規定する「認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認められるとき」への当否について意見を求められたときは、その求めに応じ、当該届出の内容について法、施行令、施行規則、細目省令その他法令に基づき確認を行い、意見を述べるものとする。

(部会等への準用)

第十三条 第二条から前条までの規定は、分科会が同分科会に置かれる部会等に認証評価機関の認証に関する審査等を付託する場合、当該部会等に準用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。